

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 韓国、2018年税制改正法を成立

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

2017年12月5日に韓国の国会本会議で可決された2018年の税制改正法(以下、「2018年税制改正」)が2017年12月19日に成立しました<sup>1</sup>。2018年税制改正には、経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)行動2: ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めにおける効果の無効化(Neutralising the effects of Hybrid Mismatch Arrangements)、行動4: 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限(Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments)などに沿った規定も含まれています。2018年税制改正は、別段の定めがない限り、概して、2018年1月1日以降に開始する事業年度より効力が生じる予定です。2018年税制改正に関するより具体的な指針を示す施行令は、2018年2月に制定される見込みです。本アラートでは、2018年税制改正に盛り込まれた新法及び改正法の重要なポイントを解説します。

### 詳細な解説

#### 新法人税率区分の追加新設

2018年税制改正では、課税標準が3000億ウォン(2億7000万米ドル)を超過する法人税率区分が新設され、25%の法人税率が適用されます。

課税標準	現行の法人税率*	改正法人税率
200億ウォン(1770万米ドル)超から3000億ウォンまで	22%	22%
3000億ウォン超	22%	25%

\*さらに、現行及び改正法人税額に対して10%の地方法人所得税が課されます。

## 内国法人に対する繰越欠損金(NOL)の利用制限の拡大

2016年1月1日以降に開始する事業年度から、中小企業ではない一般企業に対する繰越欠損金の利用限度額が当該事業年度の課税所得金額の80%までに引き下げられています<sup>2</sup>。2018年税制改正では、上記内国法人に対する繰越欠損金の利用限度額が、2018年1月1日以降に開始する事業年度分からは当該事業年度の課税所得の70%、2019年1月1日以降に開始する事業年度分からは当該事業年度の課税所得の60%まで引き下げられることになっています。

## 法人留保金課税(AET)制度の見直し

2015年1月1日以降に開始する事業年度から特定の企業に適用されていた法人留保金課税制度である企業所得還流税制は、2017年12月31日付で適用期限が終了することになっています<sup>3</sup>。2018年税制改正の下では、法人留保金課税制度である投資・共生協力促進制度が新設され、2018年1月1日以降に開始する事業年度から特定の企業に対して適用され、その適用期限は2020年12月31日に終了する予定となっています。従来の企業所得還流税制と比べて、改正の法人留保金課税制度である投資・共生協力促進制度における主要変更点は、(i) (地方法人所得税を含む)留保金課税の税率が11%から22%へ引き上げられること、及び、(ii) 土地に対する投資額及び配当額が留保金額の差引項目から除外されることです。同新設規定によると、企業が下記の課税方式AとBのうち1つを選択しますが、選択した方式に伴う未還流所得が発生した場合は、その未還流所得に対して課税することになります。当該変更点は、下表に要約されています。

	従来の法人留保金課税制度	新法人留保金課税制度
課税方式 A	[当該年度の調整課税所得 × 80% - (投資 + 賃金増加 + 配当金等)] × 11%	[当該年度の調整課税所得** × (60%~80%)*** - (投資**** + 賃金増加等)] × 22%
課税方式 B	[当該年度の調整課税所得 × 30% - (賃金増加 + 配当金等)] × 11%	[当該年度の調整課税所得 × (10%~20%) - (賃金増加等)] × 22%

\*\* 最高課税額は施行令で規定される

\*\*\* 施行令で規定される

\*\*\*\* 土地に対する投資額を除く

## 企業合併及び企業分割の際の非課税条件を満たすための雇用の継続性要件の新設

現行法の下では、企業合併や企業分割は、事業目的、持分の継続性、事業の継続性など一定の要件が満足されていれば、非課税扱いとなっています。2018年税制改正では、企業合併や企業分割の際の非課税扱い条件に雇用の継続性要件が追加されています。新制度の下では、被合併会社や分割事業<sup>4</sup>の従業員の80%以上は、企業合併や企業分割が登録される事業年度が終了するまで、存続会社や分割承継会社によって継続雇用されなければなりません。しかし、企業合併や企業分割が登録される事業年度の終了後2年以内に特定の出来事が発生した場合には、非課税扱いとなった企業合併や企業分割が課税対象になる場合があります。引き金となる特定の出来事には、持分の不継続、事業の不継続などが含まれます。2018年税制改正では、引き金となる特定の出来事に新たに雇用の不継続が追加されています。企業合併の際の非課税扱いを維持するためには、存続会社の総従業員数が存続会社と消滅会社両方の従業員数の合計の80%以上から構成されていなければなりません<sup>5</sup>。同様に、企業分割の際の非課税扱いを維持するためには、分割承継会社の分割事業に係る従業員数が企業分割前の分割事業の総従業員数の80%以上から構成されていなければなりません<sup>6</sup>。

## 非居住者・外国法人の韓国証券取引所上場株式の譲渡所得に関する課税免除要件の縮小

現行法では、次の条件が満たされれば、韓国証券取引所上場株式の譲渡によって韓国に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が得る株式譲渡所得については課税が免除されています。課税免除条件とは、(i) 株式譲渡年及びその前の5年間の間、当該韓国上場企業の発行済み株式総数に対する外国法人及びその関連当事者の持分比率が25%未満であること、及び、(ii) 証券取引所で株式譲渡が行われていることです。2018年税制改正の下では、株式譲渡所得の課税免除要件となる最大持分比率の閾値が25%未満から5%未満へ引き下げられています。当該改正法は2018年1月1日以後に譲渡する分から適用されます。ただし、2018年1月1日より前に保有分については、2018年12月31日まで従来の規定を適用することになります<sup>7</sup>。

## 移転価格文書要件の不履行に対する過料の引き上げ

現行税法の下では、納税者が国際取引情報統合報告書(CRIT: Combined Report of International Transactions)<sup>8</sup>の提出を怠った場合、あるいは虚位の情報を提出したことが判明した場合には、当該納税者には報告書別に1000万ウォン(9000米ドル)の過料が科せられます。2018年税制改正では、当該過料が報告書別に3000万ウォン(2万7000米ドル)に引き上げられることとなります。当該改正法は、同改正法の制定日から、移転価格文書要件の不履行に対して適用されます<sup>9</sup>。

## ハイブリッド金融商品に対する費用控除の制限の新設<sup>10</sup>

BEPS行動2で勧告されているハイブリッド・ミスマッチルールの導入に対応する取り組みとして、2018年税制改正ではハイブリッド・ミスマッチ取決めに関連して一部費用の損金算入の制限が導入されています。当該規則案は、(外国法人の韓国支店も含む)内国法人とその外国関連当事者との間のクロスボーダーのハイブリッド金融商品取引に適用されます。ハイブリッド金融商品に関連する支払金額の全部又は一部が、支払人が損金算入して申告する事業年度の終了後12カ月以内に開始する

受取人(取引相手)の事業年度の終了までに受取人が所在する税管轄区域で課税されない場合には、当該支払金額のうち課税されていない部分については、当該支払金額が支払われた事業年度で損金算入できなくなります。支払人が支払い事業年度に支払金額の課税されていない部分も損金算入している場合には、クローバック条項が適用されます。改正法は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます<sup>11</sup>。

## 外国関連当事者への支払利息の控除制限の新設

BEPS行動4で勧告されている支払利息控除制限ルールを実施する取り組みとして、外国関連当事者への支払利息の損金算入が制限されます。

新規則は、外国関連当事者と取引する、金融・保険業以外の(外国法人の韓国支店を含む)内国法人に適用されます。内国法人は調整課税所得金額の最大30%まで純支払利息<sup>12</sup>を損金に算入することができるようになります<sup>13</sup>。

内国法人は、新支払利息控除制限ルール又は既存の負債・資本比率2:1というセーフハーバールールのうち、損金否認される金額が大きくなる算出方法を使用しなければなりません。新規則は、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

## 巻末注

1. 2017年8月18日付EYグローバルタックスアラート「韓国、2017年の税制改正法案を公表(Korea announces 2017 tax reform proposals)」を参照。
2. 2015年12月15日付EYグローバルタックスアラート「韓国の2016年税制改正法が成立(Korea enacts 2016 tax reform bill)」及び2015年8月25日付EYグローバルタックスアラート「韓国政府、2015年税制改正法案を公表(Korean Government releases 2015 tax reform proposals)」を参照。
3. 2014年12月29日付EYグローバルタックスアラート「韓国の2015年税制改正法が成立(Korea enacts 2015 tax reform proposals)」及び2014年8月27日付EYグローバルタックスアラート「韓国、2015年税制改正法案を公表(Korea announces 2015 tax reform proposals)」を参照。
4. 企業合併や企業分割の登記日の1カ月前に測定。
5. 巻末注4と同様。
6. 巻末注4と同様。
7. 本規定は施行令の改正であり、同改正令は2018年2月に施行される見込みである。
8. 国際取引情報統合報告書はマスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書から成っている。
9. 本規定は施行令の改正であり、同改正令は2018年2月に施行される見込みである。
10. ハイブリッド金融商品は、負債の特徴と資本の特徴の両方を併せ持つ金融商品であり、例えば、利益参加型社債(participating bonds)のように、ある税務管轄区域では負債として取り扱われる一方で、別の税務管轄区域では資本(株式)として取り扱われる。
11. 追加の指針が施行令に規定される予定であり、同改正令は2018年2月に施行される見込みである。
12. 純支払利息とは、外国関連当事者への利子支払額から外国関連当事者からの利子受取金額を差し引いた金額である。
13. 調整課税所得とは、繰越欠損金控除後の課税所得+減価償却控除額+純支払利息控除額である。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス  
パク キヒョン

パートナー  
シニアマネージャー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com  
ki.h.park@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180125

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)